

省エネ改修住宅に対する固定資産税の減額制度

1 制度のあらまし

平成26年4月1日以前に建てられた住宅で、一定の省エネ改修工事を完了して3ヶ月以内に申告した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額されます。
※特定熱損失防止改修等住宅に該当する場合は2/3減額。(対象住宅の床面積の120㎡まで)

2 減額を受けるための要件

(1) 次のアの改修工事又はアとあわせて行うイ、ウ、エの改修工事（ア、イはいずれも改修部位が新たな現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る。）

ア 窓の断熱改修（二重サッシ化、複層ガラス化など）工事 **必須**

イ 床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事

ウ 太陽光発電の設置工事

エ 高効率空調機の設置工事



(2) 改修工事に要した費用の額が60万円（補助金は除く。窓等の断熱改修工事に係る費用が50万円を超える場合は、省エネや創エネに資する太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて60万円を超える場合も可）を超えること。

(3) 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

3 提出書類

(1) 「熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅に対する固定資産税減額申告書」

(2) 増改築等工事証明書

（この証明書の発行主体としては、建築士事務所に所属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関のいずれかとなります）

(3) 省エネ改修工事の費用の額が確認できる書類（省エネ改修工事費内訳書等）と領収書

(4) 省エネ改修工事後の建物平面図

(5) ※補助金額のわかる書類（※補助金等を受けている場合）

(6) ※長期優良住宅の認定通知書の写し（※特定熱損失防止改修住宅に該当する場合）

<注意事項>

- ・賃貸住宅は対象となりません。
- ・併用住宅（居住床面積が全体の1/2以上であること）は、住宅以外の部分は減額の対象となりません。
- ・耐震改修による減額措置と同時に受けることはできません。
- ・バリアフリー改修による減額措置と同時に受けることができます。
- ・本制度の適用は1回のみです。同一の家屋で2回以上受けることはできません。

4 提出先およびお問い合わせ先

岡崎市役所財務部資産税課 家屋1係（電話 23-6097）
家屋2係（電話 23-6095）